

菊川市告示第29号

菊川市障害者差別解消支援地域協議会要綱を次のように定める。

平成29年 3月23日

菊川市長 太田 順一 印

菊川市障害者差別解消支援地域協議会要綱 (設置)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定により、障がい者を理由とする差別に関する相談（以下「相談」という。）及び当該相談に係る事例を踏まえた障がい者を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、菊川市障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(実施事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 障がい者からの相談及び当該相談に係る事例を共有し、情報交換を行うこと。
- (2) 障がい者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障がい者を理由とする差別を解消するための協議を行うこと。
- (3) 前号の協議結果に基づき、協議会のネットワークを活用した当該相談に係る事例を踏まえた障がい者を理由とする差別を解消するための取組を行うこと。
- (4) その他協議会が必要と認めた事項について協議及び取組を行うこと。

(構成)

第3条 協議会の構成は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する委員11人以内で構成する。

- (1) 掛川公共職業安定所関係者
- (2) 菊川市商工会関係者
- (3) 菊川警察署関係者
- (4) 菊川市社会福祉協議会関係者
- (5) 障害者福祉担当部長
- (6) 人事担当課長
- (7) 教育総務担当課長
- (8) 病院総務担当課長
- (9) 消防総務担当課長
- (10) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 会長は障害者福祉担当部長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長が必要と認めたときは、協議会の会議に委員以外の者を出席させることができる。
- 3 会長が必要と認めたときは、協議会委員の中から必要に応じた委員のみを招集し、開催することができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、障害者福祉担当課に置き、協議会の庶務は事務局において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。